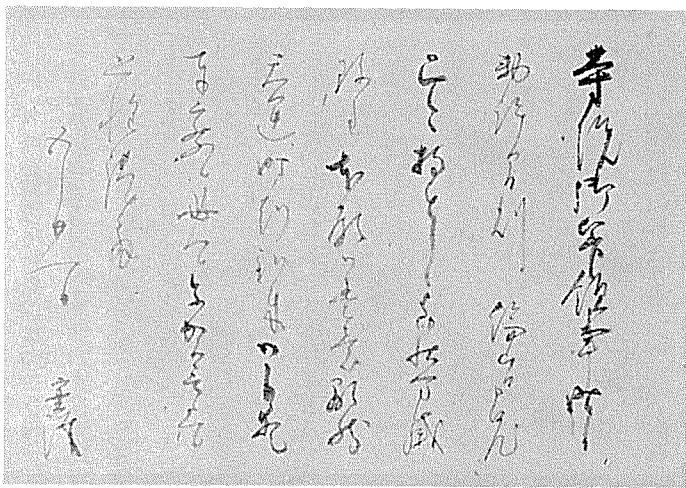


昭和五十年十一月六日～十一月八日

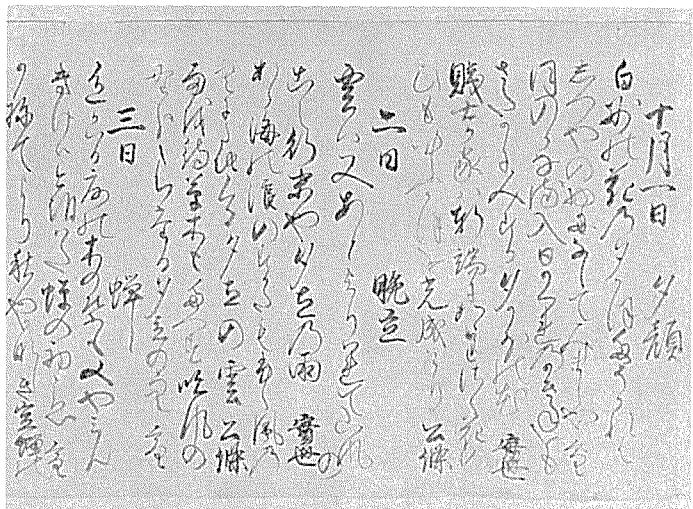
三条西実隆関係資料 展示目録

宮内庁書陵部

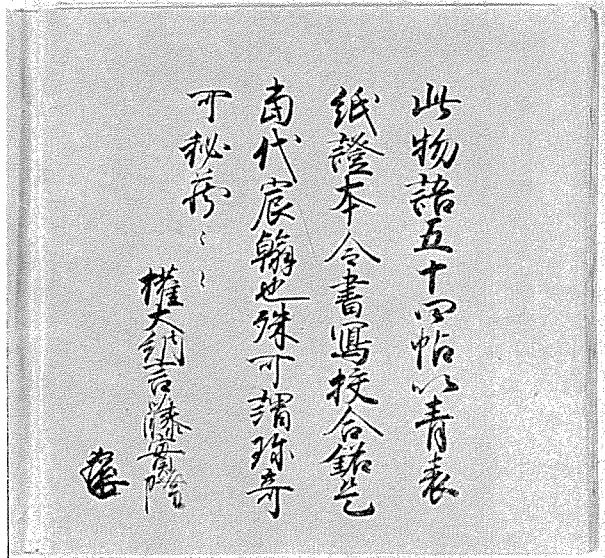




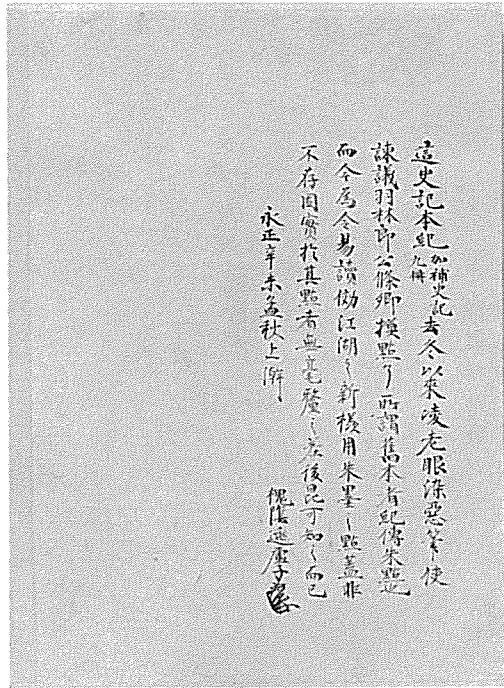
四 三条西実隆書状



一二 三条西家着到百首



二二 源氏物語 奥書



三九 史記正義 奥書

## 三条西 実隆

実隆は、戦乱と下剋上の気配にみたされた十五世紀のながば、前内大臣公保の次男として生れた（母は甘露寺親長の姉）。兄実連が早世したため、四歳にして家督となり叙爵、六歳の時父をうしない三条西家の当主となつた。極官は内大臣正二位、六十二歳で出家、天文六年（一二三七）薨去、八十三歳。初名は公世<sup>きのよ</sup>また公延<sup>きんのぶ</sup>、十五歳元服の年に実隆と改めた。法名堯空<sup>ぎょうくう</sup>、号は逍遙院<sup>じょうりういん</sup>、道号耕隠<sup>こういん</sup>、また大春<sup>だいしゅん</sup>和歌隠名は内舎人海内清・山城介都知音など、連歌一字名は雪・西、また逍遙（子・叟）・聴雪（軒）・逃虚子（叟）等と称した。

三条西家は、藤原北家閑院流の正親町三条家から南北朝期に分流した家であつたが、実隆の父公保が内大臣に特任されたので、本家とおなじく、清華につぐ大臣家の家格となつた。家格とそれによる官位の昇進は、実隆を含めて当時の公卿達にとっての最大関心事であった。しかしながら、応仁の大乱のおきた（一四七七）のは実隆十三歳の時であり、実隆の生涯を通しての社会情勢は、戦火・土一揆・武装強盗等が京洛においても絶え間なかつた。莊園収入の減少により公家の経済は逼迫し、明応九年（一五〇〇）に践祚された後柏原天皇の即位式が、二十二年後の大永元年（一五二一）にようやく行われた程

であった。

従つて、朝儀も順当には行われず、地方豪族を頼つて在国する公卿も少なくなかった。このように、公家は勿論、將軍家すらも実力がなく、朝儀も含めて、公卿の執心する家格・官位はほとんど名目のみとなつたが、武家すらも官位を熱望するのが現実でもあつた。従つて実隆には、叙位・除目・改元あるいは他記から旧儀の次第を抜抄して、朝儀に備えた書写本が多い。

実隆は、応仁の大乱の鎮静とともに、二十一歳の文明七年（西暦）飛鳥井栄雅（雅親）に誓詞を呈し入門、二条派の和歌を学んだ。また勝仁親王（後相原天皇）の学問の御相手役となり、後土御門・後柏原二代にわたる信任親近の関係がはじまつた。すでにこの頃より、天性の能筆を認められ、公武から古典書写の依頼が絶えなかつた。また、つづいて牡丹花肖柏（中院通秀弟）・宗祇との間に親交がもたれたことは、実隆の教養形成に大きな影響をあたえた。実隆は三十台初期まで、政治不介入の立場を守り、公武の連歌・和漢の会に列席し、五山僧から外典を学ぶとともに、肖柏・宗祇から源氏講釈をうけた。長享元年受講修了、「源氏系図」を作成したが、その年から宗祇よりの古今伝受を受けはじめている。

宗祇との親交は、地方豪族を歴訪していた宗祇を通じての、文化人実隆の地方伝播をもたらした。三十台後半から、地方豪族武士より古典書写の依頼・疑義の質問が絶えず、また実隆自身も源氏物語共同研究会を開き、あるいは宗祇等の「新撰菟玖波集」の編集に協力する等、積極的に古文化の流布

に努力した。その間、家計は豊かでなく、家証本として書写した「源氏物語」の売却も一再ならず、宗祇の好意による地方豪族への古典書写、色紙・短冊・扇面等の執筆も、三条西家の有力な財源ともなった。

文龜元年（一二〇〇）四十七歳にして古今伝受を受けおわったが、翌年師宗祇は箱根湯本で死去した。宗祇没後は、二条派歌学の継承者また古典学・連歌の最高権威者として尊敬されたが、公武における和歌師範家は飛鳥井・冷泉の二家であることは変わらなかつた。その後も、古今集・源氏物語・伊勢物語の講筵を開き、あるいは漢書の書写等にも手を染めたが、大永八年（一二五八）三条西家学の基となる「源氏物語細流抄」を完成した。この細流抄は、実隆説を子息公条きんじやうが成書としたものであり、実隆は公条に古今伝受を相伝し家学を繼承せしめた。実隆個人は、当時最高の宫廷文化人であったが、二条派正流として、三条西家学が権威化されたのは、むしろ公条以降であつた。

三条西実隆略年譜

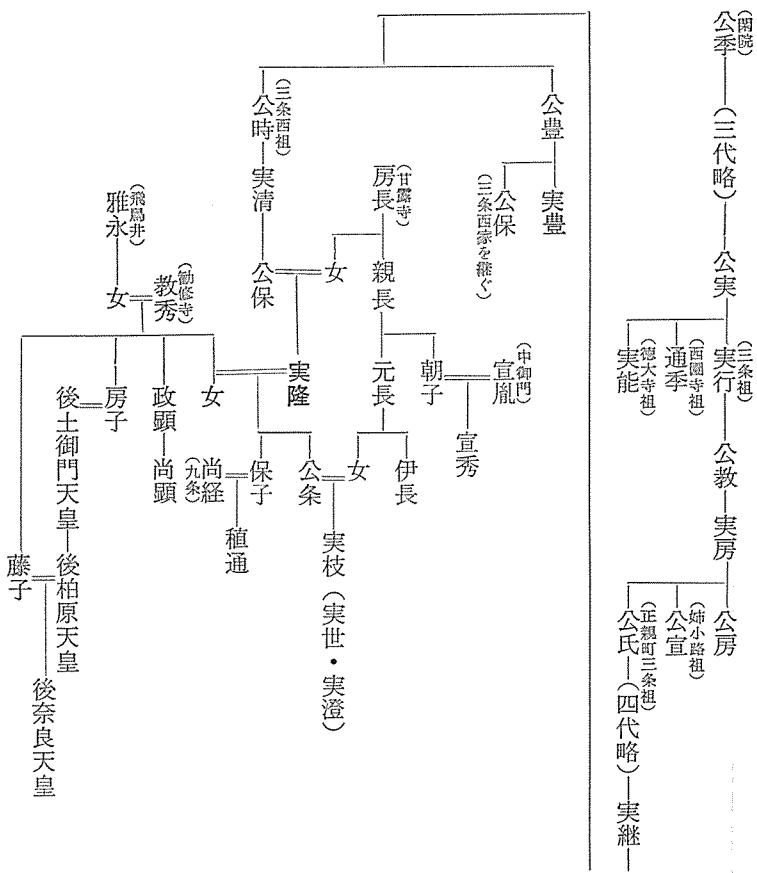
四

年次	西暦	年令	事	項
康正元	一一五二	一	閏4・25誕生、父内大臣公保、母甘露寺房長女。	
長祿二	一一五三	二	12・26叙爵、從五位下（公世と名のる）。28任侍従（公延と名のる）。	
寛正六	一一五六	三	正・5叙從五位上。	
文明元	一一五七	四	夏、禁裏内々当座御会に列座、詠歌す。	
文正元	一一五八	五	6・23元服、任右少将。9・18叙正五位下。実隆と改名。	
同	一一五九	六	3・18叙從四位下。	
同	一一六〇	七	正・25叙從四位上。	
同	一一六一	八	4・22転任右中将。29叙正四位下。日記此の年よりあり。	
同	一一六二	九	正・28補藏人頭。2・7飛鳥井栄雅に入門、詠歌の指導をうく。	
同	一一六三	一〇	正・5叙正四位上。	
同	一一六四	一一	12・30任參議。	
同	一一六五	一二	この年、勧修寺教秀の女と結婚。	
正・5叙從三位。		一三		

天文	同	永正	同	文亀	同	明応	同	延徳	同	長享	同	同	
六	一 三	三 二	元 九	四 二	三 元	二 元	二 元	二 元	元 二	元 元	一 七	一 二	
一 元七	五 三六	一 吾六	一 吾三	一 吾一	一 吾〇	一 吾〇	一 吾三	一 吾二	一 吾一	一 吾七	一 吾八〇	一 吾八〇	
三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	
三 三	2 13	正 23	正 23	9 15	7 28	7 25	9 15	7 28	2 23	2 23	4 12	2 28	3 29
10 3	任内大臣	叙正二位	宗祇より古今切紙伝受を受く。	宗祇より古今伝受の相伝完了。「再昌草」この年よりあり。	京都大火、三条西邸罹災。	長女保子九条尚経に嫁す。	宗祇より古今伝受を受け始む。	任大納言。	任大納言。	兼侍従。	宗祇より古今切紙伝受を受く。	宗祇・肖柏の源氏講釈を聴聞。	任權中納言。

集の講釈をうく。

三条西実隆関連略系図



一 実隆公記文明六・永正九  
享祿二・天文五

自筆

一冊  
(料編纂所藏)

二 後土御門院十三回聖忌記

三条西実隆筆

一卷  
四〇一  
癸

中黃記（中御門宣秀卿記）

三条西実隆筆

一卷  
四〇一  
癸

禁中法華懺法記永正九・九・二三二・一五

禁中法華懺法記永正九・九・二三二・一五

賦弥陀名号述懷永正九・九・一八

於伏見般舟院

三 遣遙院任槐所望之文永正三・正・一八

自筆

一卷  
桂  
二〇六

（附）三条西実澄（夷枝）任槐所望之文永祿八・三・一六

三条西実澄書狀（三条通）

自筆

一卷  
桂  
二〇七

「遣遙院實隆公文 寛永十八年二月統之 左大臣（花押）」  
（九条道房）

五 実隆公消息（勾当内侍宛  
五通）

自筆

一卷  
桂  
二〇八

六 実隆公消息（女房奉書  
二四通）

自筆

一卷  
桂  
二〇九

七

(料編纂所藏)

七 三条西実隆和歌懷紙（二紙）  
八 再昌草文龜元年天文五（文龜三月）抄（三六抄） 三条西实隆詠 灵元天皇宸筆  
享保五年 三七冊 特一

（第一冊奧書）

抑逍遙院内府者、京極黃門已來、當道無双之」堪能、獨步于世」之歌仙也、詠和歌者、誰不習學其「流風哉、爰雪玉集此集者後水星隕御時、公寃以下、以散在于處々之誤被類編之裏、雪漏脫玉之旁者、於家向無其沙汰云々、依稀聽雪軒以雪字為集之名、漏脫之歌、累年雖懸心求之」難多得、此草者於家最秘藏、曾不許他見之廻、「以殊志節令備乙夜之覽、一見之次、手自写留之」自四十七歲至八十二歲令述、此道大切之詠藻、何集如之乎、連々以暇日可遂寫功也、寔古人之所謂「書來學前者歟、不堪欣悅、聊誌其來由而已」享保五年六月十五日 六十七歲翁靈元天皇御花押外題料紙共「墨付七枚

（第二冊奧書） 外題料紙共「墨付卅四枚」

此本於家最秘藏、曾以不許和他見之廻、以別段之」志節令入乙夜之覽、仍世上不流布歌百六十」書拔畢、尤堅禁外見、而深可藏篋底者也

六月廿三日四日兩日之間、書写校合了、「狂歌贈答等少々略之了

（第四冊三十五冊奧書省略）

（第三十六冊奧書）

此草於家最秘藏、曾以不許他見之廻、以別段之」志節令入乙夜之覽、仍世上不流布吟詠五十首」書写畢、尤堅禁外見、而深可藏篋底而已」十一月廿五日遂書写校合直付了」

抑此草冊五冊自文龟元年至天文五年冊六冊，但自六月上旬連々借請書寫之，至今日終功，寔以末代之」明鏡何集如之，千臺万悅之至也」外題料紙共」墨付十枚

(第三十七冊奧書)

右兩度百首写本自筆草稿之牴也，殊不可令他見而已

九  
再昌三二一八  
三条西実隆詠

安政五年寫  
鷹司政通等

一九冊

鷹  
三六

(第三冊奧書)

從安政五年五月十九日到同廿五日」朝、自写畢」七十翁（鷹司政通）  
（花押）

(第五冊奧書)

（安政五年）  
午八月下旬より筆とり、九月八日に終功、「しかれとも右の手不工合、筆殊の（マテ）ふ廻りか  
ね」老眼探書、斬愧々々、後日可書改也」（花押）

一〇 雪玉集 中本系  
三条西実隆詠  
智仁親王御筆 四冊

一一 三条西実隆日課草（文明二三・九・一）  
自筆  
飛鳥井雅康批 一冊

(奥書)

禁裏千首着到和歌」自九月朔日始之、至朧」十二日終之、題中院並相」亭之題也、御

九

吾一  
吾二

人數」加左

御製前内大臣「旧院上鴨 中院一位通秀」海住山大納言萬清 按察使親長 下官 四  
辻宰相中將季慈」姉小路宰相基綱 右衛門督為玄

右一冊少々請飛鳥」井中納言諷諫、但自(雅唐)寄筆恋以下彼卿」歛樂之間、固辭不及」訪  
指南、惣而当年殊」以外卒爾詠作」尤多其憚、不可及「他見者也」

權中納言從三位兼侍從藤(実隆)花押)

三 三条西家着到百首大永五・九・一一堯空 公条 実世詠 原本 一卷

(奥書)

為羽林稽古日課馳筆」無一首之可取、可笑！」 大永五年後十一月十九日

三 石清水法樂和歌文明八・十五夜 後土御門天皇 実隆等詠 室町末期写 一冊

四 北野社法樂連歌文明一八・六・一七 後土御門天皇 実隆等詠 原本 一綴

五 後奈良天皇宸翰着到御百首享祿二年 寒隆批点 原本 一卷

六 御着到和歌 後柏原天皇 実隆等詠 原本 二卷

七 古今和歌集 貞應本系享祿二年 三條西 実隆等 一冊

(高松宮藏)

吾

吾

(奥書)

此集依西室公頤所望、不日終書写了、「数年不意寄宿之間、和漢抄物等若干一部借彼手成功、頗為吾家之珍、且為酬」其功、身励老骨染惡筆可謂獲麟之「墨蹟、莫外見、莫他出矣」享祿二年歲次己丑四月十五日

頽齡七十五歲 桑門堯空

兵部侍郎藤孝者、入孫子場左武遊「素鵝衛右文、依之授与基俊一流之」正嫡、令究淵源、故就予被求此集之刻」楮、不堪書生送居諸訖、「茲彼得祖父」禪府所書与伯父公順僧正之一本、誠如聞」沙得金、末世之墨花何者如之、況墨痕」不似古人、只如視今、尤此道之至宝也」深可被秘之而已

天正第六小春晦日 嫡孫亞三台寒枝

六 古今集聞書(仮名序 物名(附)作者部類(大歌所御歌 定家與書  
三條西実隆写 一冊 日 五

(奥書)

永正十二年八月十一日書(夜写終 墓空

一九 古今相伝人數分量(古今伝受資料の内)  
智仁親王御筆 一紙  
三條西実隆写 一冊 日 五

(奥書)

幽斎以自筆令書写一校畢」

慶長七年八月十四日 (花押)

二〇 和泉式部日記三条西本  
室町期写 一冊 日 五

## 三 紫式部集

室町期写 一冊

四四三

三 源氏物語青表紙本系  
(附)筆者目録極札集 三条西実隆校 近衛政家等写 五四冊

四五二〇

(第一冊桐壺與書)

此物語五十四帖、以青表」紙証本、令書寫校合、銘是「當代宸翰也、殊可謂珍奇」可  
秘藏々々」権大納言藤実隆(花押)

(第五十四冊夢浮橋與書)

此物語以青表紙「証本終全部之書」功者也」亞槐下拾遺小臣(美陰)  
(花押)

## 三 細流抄 三条西実隆說 同公条注

江戸初期写 一〇冊

四五三

(第十冊本與書)

此一部永正十年受庭訓畢、彼聽書詞短心不足、更非「可令外見、不能清書送數年、半  
為蠹魚之巢、爰或」人難去所望之間、如形加清書、終一部之功、參差漏脫」之事繁多  
歟 重而可加潤色而已

于時大永第八仲春十九日

此聞書全部、先年所令書写之一本、不慮失火無念」重而所望之由、懇切之嚴命難默

止之間、卒爾馳毫筆」狼藉無櫛、曾以不可有他見者也

天文甲午曆千秋佳節終功了 亞三台都督郎判在

此抄、胸臆之愚、公条卿卒爾之間書也、先年達能州」刺史之職、寄紙懇望、不獲止写  
送之處、不慮之失」却無念、重而來之間終書功云々、一見、外題染老筆、穴賢々々  
可被禁他見而已

天文甲午曆冬至日 八旬老衲判在

三西 伊勢物語直解

三条西実隆著 江戸期写 一冊

一三  
卷

(本奥書)

老嫗僻案之臆說、拳而抄之、於訓詁者「寔以應恰被付加湯水、勿而雖有、來者」儻同  
志者須潤色之、聊不可出窓外而已」此旨御披露

大永壬午曆重陽前日 三条西逍遙入道前内大臣 芝獨堯六十八歳空誌

一条淮三宮殿上 大膳少弼御申

此秘記、三条西前内府逍遙院入道聽雪」老人直解之絕妙也、於華洛等類希有、而「需  
之難歟、雖聊重深密之儀、伊州依被」抽懸志、手自染愚翰、令相伝訖、可被禁」他見  
者也

土州一条末葉素門雪江尊俊

三五

未来記雨中吟注草稿本

(裏) 女房奉書

宗祇說  
三条西実隆聞書

自筆

一卷

四〇一  
卷

三六

遠情抄未来記

雨中吟聞書

宗祇注

明応四年  
三条西実隆筆

一冊

四五  
卷

(奥書)

一四

右宗祇法師聞書也、東常縁一覽之處、「称神妙之由、号遠情抄、自書銘与之云々」此本則所押彼銘也、先年講說之後、予「聊雖有抄出之事、重而借請此本令書寫者也、穴賢不可外見而已」

明応四年三月十八日

(奥陰  
花押)

校了

二七 近代装束抄(一名)逍遙院装束抄 三条西実隆記

享保十四年  
鷹司房熙写

一冊

(本奥書)

這裝束抄西三条逍遙院(奥陰公内大臣)撰本也、可謂奇珍者也」

天正五年孟夏中浣」

(大次御門經音  
黄門郎)

(奥書)

以陽明本書写一校了」于時」

享保十四曆孟秋 「房熙」章(奥陰) (方朱印)

洞院実熙編

延徳元年  
三条四寒隆写

一卷

四三 四四

三六

行類抄改元定

(奥書)

延徳元年九月十五日自「禁裏被借下之、同廿日終書写之」功、更不可許外見者也、可秘々々

權大納言正三位兼行侍從藤原朝臣(奥陰) (花押)

(奥書)「同日校合招勅弘光卿直付了」凡不審事追而可勘付也」

校合

説合

(裏文書)

(一) 実隆発句折紙(二首)

(二) 実隆詠草二紙有点

(三) 姉小路基綱消息文明十七年  
実隆宛  
力

(四) 実隆消息案基綱宛  
文明十七年  
正・九

(五) 実隆詠草折紙二紙内裏當座  
文明十二年  
同十七

(六) 百首和歌文明六年  
実隆詠  
飛鳥井雅康点

(七) 百首和歌宗伊詠(美隆奥書)  
右兵衛督雅康卿点也  
文明六年秋比詠之

(実隆識語)

杉原伊賀入道詠也、予可合点之由、所望」困拵、此内裏美之歌五十首、別書出之遣了、」仍此一卷留置者也

二元 元秘別錄

明応四年写  
三条西実隆等書繼

一五

四五  
二七

(卷首識語)

此抄都督卿草本、密覽之處」尤為至要、仍命管城子終卒爾」之微功焉、於未勘得之年者蓋「闕如也云々、博雅君子補其遺漏」不亦宜乎

明応乙卯孟夏朔記之

亞槐拾遺郎  
(美陰)  
(花押)

### 三〇 明応十年改元勘文案案

明応十年写  
三条西実隆書入

### 三 除目叙位不審問答 (裏) 女房奉書

万里小路秀房間  
三条西実隆答

原本 一卷 伏  
卷

(卷頭識語)

三条西・中御門 (宣風 法名雲光)

「位入道 不審条々」相尋時之書状也、「叙位・除目等之事也

### 三 叙位除目執筆抄 (仁和三ノ) 天文一四

三条西実隆等写 一冊

(奥書)

「一校畢」(朱筆)

右執筆抄申請禪閣御本「書写之、勘物朱点等私加之」者也、求白麻可令清書、更不  
可遣他所、可秘藏々々々」

延徳四年仲春廿二日  
權大納言藤臣  
(美陰)  
(花押)

### 三 県召除目成柄 (明応一ノ) 三 (裏) 消息

三条西実隆写 一冊

四五 二三

### 三 除目次第私抄

三条西公条筆 三冊

四五 二三

(第三冊本與書)

御本云  
二箇後次第如形加抄出、終切靜用捨」可令清書、更不可他見者也  
初夜自去三月立筆、以上三卷今日終畢了  
永正十六年四月晦日 桑門堯一六十五歲

(與書)

此抄以御草本如形逐書写、奉对」禪府尊閨謹合了

大永二年二月廿八日

都督公条

三

叙玉秘抄

(裏文書)

姉小路基綱書状

美濃國守護土岐持益遵行状案(永享三・五・十二通)

右(永享三・正・八)等

(與書)

右抄以教葉坊旧本、自去月「廿一日連々染秃筆、今日」終其功、本雖分四卷合為一  
卷」者也、穴賢、不可他見、矣、

延徳三年十一月十四日「翌日失了」(朱書)

權大納言正三位兼行侍從藤原朝臣(奥跡)  
(花押)

同 十二月十四日 読合了也都書御來臨

三六 園太曆康永四～延文二抄出  
(一名)園曆抄(附)建武四・九・四御即位記

洞院公賢記 三条西実隆写 五冊

四五 三九

(第三冊文中與書)

件正記電覽之次抄之

文龜〔一年〕壬戌五月十七日雨中書之(実隆  
花押)

(第四冊卷頭)

権中納言從三位兼行侍從藤原朝臣実隆 春秋三十歲

(同冊與書)

右中園入道太相國正記電覽之次抄之「所謂自康永三至延文五百廿四卷、中院」〔通秀〕  
一品賈得之云々、仍密々所借請彼卿」也、向後相統而可令抄出之由、挿寸心」者也、此一帖更不可他見而已

文明十六甲辰十月之交記之(実隆  
花押)

後愚昧抄延文六～永徳三  
(一名)公忠公記 (附)書狀

三条公忠記 三条西実隆写 三冊

四五 三〇

(第一冊卷頭)

明応四 四十六抄始之

(第二冊與書)

右後押小路内府記電覽之次」抄出之、不可外見而已」

明応六年正月十七日庚申」於灯下記之」

權大納言藤臣(英隆)  
(花押)

(第三冊卷頭)

美隆隨所見記之、永正三四廿三

三九  
京官除目次第文保元年十一月廿二日

原本 一卷

(識語)

京官除目次第下」

文保元年十一月廿二日用此次第了中懷、」卷太之間為一卷也

三九  
史記正義三〇卷  
駿河御譲本

三永正七年天文元年(元至元二五年版)  
三条西美隆模写 公条点

四三冊

四〇一  
癸

(孝武本紀第十二末與書)  
永正八年七月五日終書功矣 廿五丁」

這史紀本紀加補史記去冬以來、凌老眼、染惡筆、使」諫議羽林郎公條卿模点了、所謂旧本者、紀伝朱点也」而今為令易讀、倣江湖之新様、用朱墨之点、蓋非」不存固實、於其点者、無毫釐之差、後昆可知之而已

永正辛未孟秋上澣 橋陰逃虛子(英隆)  
(花押)

(太史公自序第七十末與書)

本云、「着雍困敦之曆仲秋月夕天、臨鶴髮五旬有六載之頽齡、終馬史」一百三十篇之点写、細書欺老眼、苦學樂貧身而已 英房」上章蕤念点畢

遊仙窟

唐張文成著

三条西実隆写

一卷

四三 一八

白氏文集抄出

唐白居易著

三条西实隆写

二卷

四三 一九

(1) 新樂府上・下

(2) 秦中吟十首并序・夜聞歌者・長恨歌伝・長恨歌一首并序・琵琶引并序

新樂府上・下

唐白居易著

三条西实隆写

二卷

四三 一九



